

認知症による 親の資産凍結を防ぐ 家族信託

親が認知症を発症した場合の
リスクをご存じですか？



口座からの
出金・入金



不動産の
売却・購入
など…



株の売買

親の資産が凍結して出来なくなる可能性があります

何も対策をしていないと、ご両親の判断能力が亡くなった時
資産を有効活用することができなくなる場合が・・・



計画していた賃貸用不動産の
修繕や建替えができない？！



口座にお金はあるけれど
施設入居や生活資金に
使えない？！



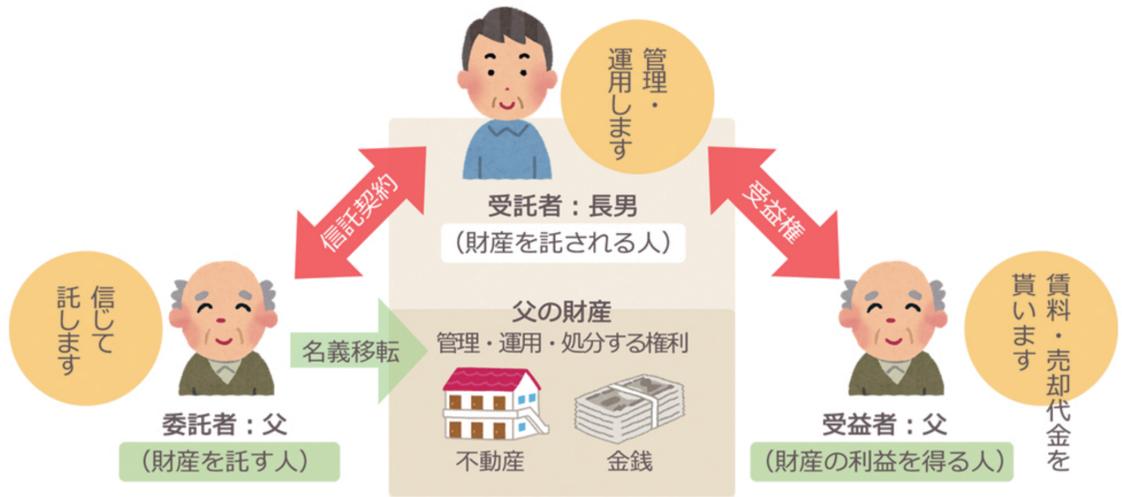
社長が倒れて議決権を
行使できない？！



「家族信託」を活用することで、
このような事態に備えることができます！

家族信託とは？

信頼する家族に財産を託し、自分や家族のために管理してもらう仕組みです。



家族信託はこんな人にオススメです！

お金の管理が難しくなってきた



金融資産を持つ親が認知症になると、

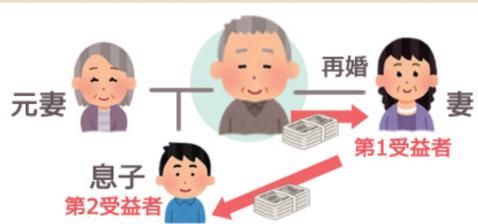
【家族信託を利用しない場合】

必要なときに売却できないことがあります。

【家族信託を利用した場合】

本人の生活費や施設の入所代金に充てるために引き出ししたり、相場に応じて運用したりできるようになります。

妻亡き後、残った資産を子供に相続させたい



父親の資産を引き継いだ後妻が死亡した後、

【家族信託を利用しない場合】

後妻と血のつながらない息子には資産が継承されません。

【家族信託を利用した場合】

後妻の死後、息子のもとへ資産が渡るように資産の流れを指定することができます。

貸家の管理が面倒に・・・



不動産を持つ親が認知症になると、

【家族信託を利用しない場合】

親が所有しているアパートの修繕や売却などができなくなることがあります。

【家族信託を利用した場合】

受託者である子どもの判断でアパートの管理をおこなうことができます。

私たち亡き後の我が子のことが心配



資産を持つ親が死亡した後、

【家族信託を利用しない場合】

障がいを持つ子どもは自分で資産を管理できないことがあります。

【家族信託を利用した場合】

障がいを持つ子どもが一生暮らせるよう、親族に資産の管理を委託することができます。

これらは事例の一部です。

家族信託は家族間で結ぶ契約なので、自由に設計することができます。

家族信託専門士・コーディネーターの資格を持つIFA岩野優子が

あなたやご家族のご要望を整理した上で、

最適な家族信託をオーダーメイドでコーディネートいたします。



相続・認知症で困らない 備えを！
まずはお気軽にお問い合わせください